

29五監第172号  
平成29年6月23日

請求人 様

五島市監査委員 橋本平馬

### 住民監査請求について（通知）

平成29年5月30日付けで提出された地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求については、請求の内容を法律上の要件に照らして審査した結果、次の理由により不適法であるので却下します。

なお、神之浦伊佐男監査委員は、法第199条の2の規定により除斥しました。

#### 記

#### 1 請求の内容

##### (1) 請求書の提出及び補正

平成29年5月30日に請求書が提出された。

請求書に不備があると認めたので、同年6月13日までに補正を行うよう求めたところ、同月8日に補正書が提出された。

##### (2) 請求の要旨

請求書に記載されている事項及びこれに添付された事実を証する書面によると、請求の要旨は、次のとおりである。

ア 請求の対象行為又は事実及びこれらが違法若しくは不当であることの理由

(ア) A議員（以下「本件議員」という。）は、五島市議会議員政治倫理条例（以下「五島市政治倫理条例」という。）に規定する宣誓書及び辞退届を提出していない。

(イ) 五島市政治倫理条例において、議員やその親族等が役員をしている企業は市に対する請負を辞退するよう努め、辞退届を議長あてに提出しなければならないことを規定しているにもかかわらず、市長はその規定を重視せず、宣誓書の提出の有無に関係なく、本件議員の親族が経営する業者に公用車の点検業務を発注している。

(ウ) 行政は、物品競争入札参加資格登録業者が多数存在する中、登録業者に均等・公平に発注することが望ましいが、点検業務の発注依頼は担当部署任せで行われており、公正公平に行われているとは言い難く、本件議員が関係する特定の業者に集中する有利な取り計らいに値するものである。

(エ) 市長が五島市政治倫理条例の内容を遵守していれば、点検業務の依頼先は他の業者に割り振られ、これが行われなかったことで市民の血税は公正公平に支出されたものとは言えず、依頼されるべき業者にとっては損害を被っている。

イ 監査委員に求める措置の内容

市長に対して次のように勧告するよう求める。

本件議員の親族、B氏が代表を務めているC社に点検業務を依頼し、平成28年度に支出した10件、総額1,404,958円を公費に返還すること。

2 地方自治法第242条の要件に係る判断

法第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担（以下「財務会計上の行為」という。）があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定し、同条第2項は、当該財務会計上の行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、住民監査請求をすることができない旨規定している。

また、財務会計上の行為又は怠る事実は、普通地方公共団体に積極消極の損害を与え、ひいては住民全体の利益に反するものでなければならず、違法、不当な事由があるとしても、それが普通地方公共団体に損害をもたらすような関係にはないことが明らかな場合は、住民監査請求の対象にならないとされている（最高裁判所平成6年9月8日第一小法廷判決）。

したがって、普通地方公共団体の住民が住民監査請求をするためには、その対象が当該普通地方公共団体の執行機関又は職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実であること、当該財務会計上の行為又は怠る事実により当該普通地方公共団体に損害が生じること、正当な理由があるときを除き、当該財務会計上の行為があった日又は終わった日から1年以内の請求であることなどが要件となる。

そこで、本件請求が同条に規定する要件を満たしているかについて検討する。

(1) 市の損害の発生について

住民監査請求は、財務会計上の違法又は不当な職員の行為により当該地方公共団体に財産的損失を生じ、又は生じるおそれのある場合において、当該行為の執行を未然に防止すること、又は当該行為を是正することを目的としてなされるものである。したがって、住民監査請求は、当該地方公共団体に損害の発生のおそ

れがある場合に行うことができるのであって、当該地方公共団体に法令違反のおそれがある行為があったとしても請求対象団体に何ら財産的損失が生じるおそれがないものであれば、住民監査請求をすることができないものとされている（行政事例昭和45年4月21日）。

本件請求書をみると、本件議員の親族が代表を務める業者に点検業務を依頼し支出した1,404,958円を公費に返還することを措置請求するとしているが、市の損害の発生について請求書に明確な記載がなかったため、請求人に対し補正を求めたところ、「五島市議会議員政治倫理条例の内容を遵守していれば指摘案件の依頼先は他の事業者へ割り振られるべきであり、これが行われなかったことで市民の血税は公正公平に支出されたものとは言えない。よって依頼されるべき企業にとっては損害を被っている。」との補正がなされた。したがって、請求人が主張する「損害」は、個人又は企業の損害であるから、住民監査請求の要件となる市の損害とは認められない。

## (2) 五島市政治倫理条例の法的性格について

(1)により、本件請求は住民監査請求制度に適合するものではないが、請求人は、違法又は不当の理由について、五島市政治倫理条例の規定をあげ、本件議員の親族が代表を務める業者に点検業務を依頼したのは五島市政治倫理条例の趣旨に反する行為である旨主張するので、五島市政治倫理条例について付言する。

政治倫理条例は、地方公共団体の議会の内部的自立権に基づく自主規制としての性格を有しており、このような議会の自律的な規制の在り方についてはその自主的な判断が尊重されるべきものと解されている（最高裁判所平成26年5月27日第三小法廷判決）。

五島市政治倫理条例は、議員が請負等に関する遵守事項等に違反する疑いがあるときは、市民又は議員の審査請求により、政治倫理審査会が違反の事実を審査するものとしているのであるから、議員の政治倫理に関する事項は、五島市政治倫理条例に基づき判断されるものである。

## (3) 結論

以上のとおり、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を欠いており、不適法である。